

平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、亀山市が、平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 委託業務名

平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託

2. 業務目的

初婚年齢や未婚率が上昇し、晩婚化・未婚化が人口減少の大きな要因となっている社会背景を踏まえ、結婚を希望する市民等に出会いの機会を提供し、もって市民の婚姻率の上昇を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

4. 業務概要

結婚を希望する市民等に出会いの機会を提供するイベント（以下「イベント」という。）及び婚活のスキルアップ等に資するセミナー（以下「セミナー」という。）を開催する。

5. 業務内容

(1) イベント及びセミナーの開催

①イベントの企画・立案・実施

ア 亀山市の観光名所や特産物など、地域資源を有効に活用したものとすること。

イ 平成29年7月から平成30年3月上旬までの間に、4回実施すること。

ウ 参加する男女が交流する機会が少しでも多くなるような共同作業や体験、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。なお、会食については、各開催において必須と考えなくてもよい。

エ 開催ごとの内容は異なってもよい。

②セミナーの企画・立案・実施

ア 平成29年7月から平成30年3月上旬までの間に、1回実施すること。

イ 婚活者が出会いの場を有意義に活用できるよう、婚活のスキルアップに資するとともに、仕事、子育て、お金に関する話等、結婚生活についての意識向上に資する内容とすること。

ウ イベントと開催日が同じでもよい。

③参加料の徴収

- ア 飲食代が発生する場合は、参加料として徴収を行うこと。
- イ 参加料を徴収する場合は、参加しやすい料金設定となるよう配慮し、その徴収を行うこと。
- ウ 徴収した参加料は、イベント運営費用に充てるものとし、セミナー又はイベント運営に係る費用から、参加料を除いた額が委託料の限度額以下とすること。
- エ 参加料の金額設定については、イベント又はセミナーの告知前に亀山市と協議を行うこと。

④イベント又はセミナー参加者へのアンケートの配布、回収及び亀山市への集計結果報告

- ア 参加者に対し、アンケートを実施すること。アンケートの内容は、亀山市と協議を行うこと。
- イ アンケート結果は集計し、適切にまとめた上で事業完了時に亀山市への報告書とともに提出すること。

⑤参加者の募集案内及び問合せ対応等の事務

参加者からの問い合わせ、苦情等に対応すること。

⑥募集・申込受付

- ア 参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。
- イ 最終参加予定人数等について亀山市に報告すること。

⑦共通事項

ア 開催場所

亀山市内

※屋内外は問わないが、屋外の場合は荒天時でも実施可能な対策が取られていること。

※開催ごとに場所が変わってもよいが、亀山駅等の最寄り駅から離れた場所で実施する場合は、参加者の移動手段又は駐車場を確保すること。

イ 対象

20歳以上の独身男女（学生は除く。）

※男女ともに、亀山市在住在勤であるかは問わないが、亀山市在住在勤の人が参加しやすいように工夫すること。

ウ 募集人員

セミナー 男女各15名程度

イベント 男女各15名程度

※セミナーに限り、男女いずれかのみでの募集でもよい。

※イベントの男女の募集人数は同数とする。

エ その他

※独身男女が参加しやすいよう、日程、時間、場所等に配慮すること。

※募集対象者が参加したいと感じるような、訴求力がある企画とすること。

※セミナー又はイベント開催前に、当日の企画案、台本等を作成し、提出すること。

※詳細について亀山市と打合せを行い、了解を得ること。

※必要に応じて、セミナー又はイベントで使用する資料を作成すること。

(1) 広告宣伝

①チラシのデザイン作成、印刷及び配布

募集チラシ（A4 版両面カラー）を作成し、配布すること。

②その他効果的な情報発信

ポスターやホームページその他可能な媒体で行うこと。

6. 成果品等

(1) 提出物

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

(2) 内容

業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告（カップリング成立数等）、参加者アンケート分析結果、打合せ記録その他関係資料

(3) 提出期限

イベント又はセミナーの終了ごとに報告書を提出し、全てのイベント及びセミナーの終了後に最終の報告書を平成30年3月23日（金）までに提出すること。

7. 特記事項

別紙業務委託契約書条項参照。

8. その他

(1) 本業務は、亀山市契約規則に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、団体所在地及び代表者、連絡担当者を明らかにし、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

また、受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、亀山市個人情報保護条例（平成17年条例第20号）及び個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。加えて、受託者自社事業での個人情報の使用は禁ずるものとする。

(4) セミナー又はイベント内における参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うものとし、これらに伴うトラブルに関して亀山市及び受託者はその責任を負わないものとする。

(5) 業務の遂行にあたっては、節電、アイドリングストップなど省資源や省エネに努めるなど、環境負荷の軽減に十分配慮すること。

(6) 本仕様書に記載のない事項又は本事項書に疑義が生じた場合は、亀山市及び受託者が協議の上、定めるものとする。